

②入出力基準・チェックリスト（素案）への主な意見と回答

※主な意見のうち、建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）と重複するものへの回答は、「①建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）への主な意見と回答」に記載しています。

a) 全般への主な意見と回答

ページ	行	No.	意見	回答
1	共通	1.	入出力基準や設計者チェックリストの改訂や更新は誰が行うのか。	当面は、現体制（建築 BIM 推進会議）で行うことを想定しています。
1	入出力基準	2.	入出力基準は、申請者又は審査者が任意に追加できるか。	現時点において、申請者又は審査者が入出力基準を任意に追加することは想定していません。
1	入出力基準	3.	入出力基準を満たしさえすれば、どのような BIM ソフトであっても整合性確認の省略ができるとの理解でよろしいか。	貴見の通りです。
1	入出力基準	4.	入出力基準は、今後見直しが行われるか。	今後の検討に応じ、見直しを行うことを想定しています。
1	入出力基準	5.	入出力基準の「表示」と「表記」の違いや、各々の指すものがわかりにくいため、具体的な例を挙げて明示してほしい。	ご指摘を参考に、引き続き入出力基準の改善を行う予定です。
1	入出力基準	6.	全ての項目に共通する入出力基準である「図表現の整合性を損なう入出力は行わない」ことは、共通事項として整理してはどうか。	ご指摘を参考に、設計者チェックリストの改善を行います。
1	入出力基準	7.	入出力基準の入出力の方法には、モデルカテゴリが指定されているものがあるが（外壁は壁オブジェクトが指定されている等）、指定とは違うモデルカテゴリで作成した場合またはモデルカテゴリが設定できない場合は、一律で入出力基準に従っていないことになるか。	モデルカテゴリが違っていても BIM 図面審査では問題ありません。しかし、将来の BIM データ審査では、適切なデータとして扱われない可能性も考えられるため、実際の部位に対応するモデルカテゴリで作成することが望ましいと考えます。
1	入出力基準	8.	図の表現の一部（換気計算書の一部や防火区画表現）は、BIM 情報から自動生成するとあるが、そのような自動生成する機能を各 BIM ソフトウェアに新たに実装する必要があるのではないか。	一部の BIM ソフトウェアでは基本機能で対応可能な内容になります。サンプルモデル及び参考図も公開していますのでご参照ください。意匠と異なる設備 BIM ソフトウェアを使用する場合、防火区画表現等 IFC データのみでは申請図の表現に不足がある場合に、IFC に加え補完的に CAD 形式データも利用することが可能です。
1	入出力基準	9.	BIM 図面審査においては、標準化 TF において公開される標準属性項目リストに定める属性項目に合わせることを推奨されるか。	BIM 図面審査では、モデルの作成に標準属性項目リストに定める属性項目を使用することまでは求められません。しかし、将来の BIM データ審査では、適切なデータとして扱われない可能性も考えられるため、標準属性項目リストに定める属性項目を使用することが望ましいと考えます。
1	設計者チェックリスト	10.	設計者チェックリストの法的位置づけを明確にすべき。	設計者チェックリストの法的位置づけは、2025 年夏頃を目途に改正することとしている建築基準法施行規則第 1 条の 3 及び確認審査等に関する指針等において明確にする予定です。
1	設計者チェックリスト	11.	整合性確認の省略は、図書単位でなく、「入出力基準に従い作成することで、図書の整合が担保される事項」単位で行うこととなるか。	貴見の通りです。

ページ	行	No.	意見	回答
1	設計者 チェックリスト	12.	設計者チェックリストの構成について、整合性確認を省略できる図書別に、入出力基準への適合を申告する構成としてはどうか。	ご指摘を参考に、引き続き設計者チェックリストの改善を行う予定です。
1	設計者 チェックリスト	13.	項目が細かいため「整合性が担保されている図面、事項」が提出図書の内のどれなのかの仕分け作業が発生し、審査者としては相応の負担になると感じる。	ご指摘を参考に、引き続き設計者チェックリストの改善を行う予定です。
1	設計者 チェックリスト	14.	「整合性確認の省略を求める項目」ではなく「図面間の整合性の確認を行う必要がある項目（例：2次元加筆を行った項目・図面）」にチェックを付すようにする方が効率的ではないか。	設計者のチェック作業を効率的に行う観点から、整合性確認の省略を求める項目を抽出したリストとしています。
1	設計者 チェックリスト	15.	「整合性確認の省略を求める図書」でなく「整合性を担保する図書」としてはどうか。	名称については関係者の意見を踏まえ定めることとします。
1	設計者 チェックリスト	16.	2次元加筆を行う場合であっても、当該箇所を明示する等して、整合性確認の省略を行うことができる仕組みとしてほしい。	備考欄に適合しない部分を明示することによって、整合性確認の省略を求める図書に該当するものとすることができます。 適合しない方法を明示する方法については、2次元加筆部分を色分け表示する方法や、別紙を添付する方法等が考えられますので、具体的な方法について今後検討します。
1	設計者 チェックリスト 使い方イメージ	17.	設計者チェックリストを提出しない場合（整合性確認の省略を求めない場合）や設計者チェックリストの白いセルに一つも〇がない場合でも、BIM図面審査として取り扱ってもらえるか。それとも設計者チェックリストに少なくとも1つは〇をつけ提出することが必要か。	設計者チェックリストを提出しない場合（整合性確認の省略を求めない場合）や設計者チェックリストの白いセルに一つも〇がない場合は、BIM図面審査として取り扱いません。設計者チェックリストに少なくとも1つは〇をつけ提出することが必要です。
1	設計者 チェックリスト 使い方イメージ	18.	施行規則第1条の3認定や型式部材等製造者認証等、申請図書の省略を受ける場合、省略される図書等については、設計者チェックリスト上は「－：該当しない図書」と記載すればよいか。	ご指摘を踏まえ、記載の方法を今後検討します。
1	設計者 チェックリスト 使い方イメージ	19.	例えば100個の符号のうち1個だけ2次元加筆とした場合等でも、設計者チェックリストには「－」と記入する必要があるか。	貴見のとおりです。 ただし、備考欄に適合しない部分を明示することによって、整合性確認の省略を求める図書に該当するものとすることができます。 適合しない方法を明示する方法については、2次元加筆部分を色分け表示する方法や、別紙を添付する方法等が考えられますので、具体的な方法について今後検討し、マニュアルに例示を行います。
1	設計者 チェックリスト 使い方イメージ	20.	設計者チェックリストに「－」が記入された項目については、審査側が整合性確認を行う（整合性確認の省略をしない）ということでしょうか。	貴見のとおりです。
1	設計者 チェックリスト 使い方イメージ	21.	設計者チェックリストにある法的な事項のみを図書の整合性が担保される事項として基準に従い作成し、それ以外の法的事項（物件により様々）の入力は2次元図への加筆でよいということか。あるいは、チェックリスト項目はあくまで例で、法的事項は全て同様に基準に従い入力するというのか。	入出力基準の内容は、当該基準に従って入力することにより、整合性確認の省略が可能な内容であり、明示すべき事項のすべてを網羅したものではありません。 入出力基準に規定のない内容のうち、明示すべき事項を満たした図書作成のため必要な内容については、任意の方法により作成を行うことが可能で、2次元加筆によることも可能です。

ページ	行	No.	意見	回答
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	22.	設計者にとって整合性確認の省略を求めるメリットがあるか。	整合性確認の省略をすることにより、審査期間の短縮等が計られるメリットがあると考えています。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	23.	BIM データが審査対象外である以上、設計者の負担が増える可能性があるため、設計者チェックリストの有用性が感じられない。	設計者チェックリストは、整合性確認を省略する項目の確認方法として有用性があるものと考えます。
16～ 18	設備	24.	機械設備、電気設備のチェックリストにおいて「意匠図」欄の○つけは、だれが行う想定か。	設備設計者が行うことを想定しています。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	25.	設計者チェックリストの記入方法例、設計者チェックリストに対応した参考図面があるとよい。	サンプルモデルとそれに基づいた設計者チェックリストのサンプルも公開しています。ご参照ください。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	26.	設計者チェックリストによる申告の主体は、設計者のみでよいか。	貴見の通りです。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	27.	設計者チェックリストについて、なぜ申請の都度申告を行う必要があるか。	設計者チェックリストは、申請単位で設計者が入出力の方法を申告し、整合性確認の省略を行うことが出来る図書を確認するために用いる書類であることから、申請単位での申告を求めるものです。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	28.	設計者チェックリストは、図書や IFC データの修正を行った都度、再提出を行う必要があるか。	設計者チェックリストの内容に変更がある場合には、提出することが必要です。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	29.	意匠、構造、設備の設計者が異なる場合、申告書・設計者チェックリストはそれぞれ提出することになるか。あるいは一つの申告書に各分野の設計者を記載するのか。	ご指摘を参考に、引き続き申告書の検討を行う予定です。
1	設計者 チェックリスト 使い方 イメージ	30.	BIM ソフトウェアの入力は多くの場合、設計者ではなく専任のオペレータが入力するものと推測される。そのような場合であっても、入力状況を把握できていない設計者が設計者チェックリストを作成することか。 また、プロジェクト毎に図面とデータを照らし合わせてチェックリストを作成するのは実業務として、非常な時間がかかり現実的ではないと考える。	設計補助として設計者以外が BIM モデルの入力を行ったとしても、その設計に関する内容の把握、決定、提出については設計者の責任で行う必要があります。したがって、設計者が設計者チェックリストを作成することになります。 設計者チェックリストの記入が効率的に行えるよう今後検討します。
1	設計者 チェックリスト	31.	将来的な審査側の自動化は、考慮されているか。	今後の BIM データ審査にあたっては、審査の効率化の観点から、自動チェック等の審査補助機能についても検討しています。

ページ	行	No.	意見	回答
	使い方 イメージ			
1	用語の定義	32.	用語の定義について、使用している BIM ソフトウェアによって若干の違いがあるが、BIM 図面審査では、この定義に基づくという認識でよい。	異なるソフトウェアにおける用語等の違いについては「ソフトウェアごとの用語読み替え表」をご参照ください。
1	用語の定義	33.	用語の定義の「図表現の整合性を損なう入出力」で定義文のあとに例が記載されているが、例示部分のみを別途留意事項として、記載された方がわかりやすいと思われる。	ご指摘を参考に、引き続き改善を行う予定です。
1	用語の定義	34.	図表現の整合性を損なう入出力の例として、「2 次元加筆を行うこと」とあるが、「属性情報を用いて表現表記する事項について」の文言が必要ではないか。	線分等の追記等、属性情報を用いない 2 次元加筆も、整合性を損なう入出力として禁じられています。
1	用語の定義	35.	2 次元加筆にはどのようなものが該当するか。また BIM 図面審査において禁止されている 2 次元加筆はどのようなものか。	2 次元加筆に該当するものについては、入出力基準の用語の定義に例を記載しています。 なお入出力基準・設計者チェックリストに示されていない項目については、整合性確認省略の対象とならないため、2 次元加筆を行うことは問題ありません。
1	用語の定義	36.	図書の一部にオブジェクトではなく 2 次元加筆したものがある場合（例えば、防火区画のスパンドレル部等）、その図書は、整合性確認の省略を求める図書に該当しない図書になるか。	整合性確認の省略は、図書単位に行うものではなく、項目ごとに判断することとなります。そのため、2 次元加筆をおこなった項目については、整合性確認の省略を行うことができません。
1	用語の定義	37.	水平ブレースを 2 次元加筆で表現する場合等、3D モデルに反映されないものも存在すると考えられるが、図面に表現されているもの全てが、3D のオブジェクトになっていないと不可か。	図面に表現するものすべてについて、3D オブジェクトでの入力を求めるものではありませんが、整合性確認省略の対象となる図書の該当する部分については、2 次元加筆は不可となります。
1	用語の定義	38.	部屋オブジェクトの面積の切捨て等は「属性情報から出力された値の変更を行うこと」に該当するか。	部屋オブジェクトから取得された面積等を、従前ルールに従い、BIM の機能を利用して切り捨てて表示する場合は、値の改変には該当しません。 数値の端数処理の方法については検討中です。
1	用語の定義	39.	ほぼすべての項目に「図表現の整合性を損なう入出力は行わない」とあるが、これは指定のテンプレートを使うことで解決するか。	参考テンプレートは、BIM 図面審査を円滑に行うため、BIM における設定等を行ったものであり、参考テンプレートの使用のみで、入出力基準に従った入力ができるものではありません。
1	用語の定義	40.	アドインツールは使用できるか。	入出力基準を満足するものであれば、アドインソフト活用は妨げません。
2～5	意匠	41.	整合性確認の省略を求める図書に「概要」は必要か。	規則 1 条の 3 には図書の種類として定められていませんが、実態として提出され、明示すべき事項の記載が行われることが多いものと承知しています。 省略を求める図書としない場合は「一」として記入をお願いします。
2～5	意匠	42.	外部の仕上表については特に規定されていないが、他の図面と図書の整合が担保できる事項となるか。	外部に係る仕上表は、必ずしも必要な図書でないことから項目に挙げていません。
2～5	意匠	43.	以下の項目は、整合性確認の省略が可能な対象に加えてもよいのではないか。	ご指摘の通り、整合性確認の省略が可能な対象に加えます。

ページ	行	No.	意見	回答
			・意-002 方位 「立面図」 ・意-005 軒、ひさし等 「採光・換気計算書」	
2～5	意匠	44.	入出力基準に「階段」の項目が必要ではないか。	審査事項としては必要ですが、今回提示している設計者チェックリストに示されているものは、複数の図書の整合性に関する事項に絞っています。 階段の審査に関する情報は、サンプルモデルの図書のように平面図のみに記載することが多いため、整合性確認の省略の対象としていません。
2～5	意匠	45.	日影図の整合性確認の省略を求めるためには、BIM ソフトウェア上でのシミュレーションが必要と考えてよいか。	必ずしも BIM ソフトウェア上でのシミュレーションを求めているではありません。ご指摘の意見を踏まえて、入出力基準書に日影規制に関する基準追記します。
2～5	意匠	46.	天空率を入出力基準・チェックリストに追加すべき。	ご指摘を踏まえ、入出力基準・チェックリストに、天空率を追加します。
2～5	意匠	47.	設計者チェックリストに審査項目が網羅されていない。 例えば以下の項目について、BIM 図面審査では審査しないのか。（各室の天井の高さ、階段の蹴上げ、踏面、廊下・階段の幅。道路斜線、隣地斜線、北側斜線、日英図のための隣地地盤面、避雷針、等…。）	入出力基準の内容は、当該基準に従って入力することにより、整合性確認の省略が可能な内容であり、明示すべき事項のすべてを網羅したものではありません。
2～5	意匠	48.	道路斜線制限等について IFC データにて計画敷地内外の地形データが含まれ、斜線制限が検討され入出力基準に従って作成していれば整合性確認の省略対象となるか。	入出力基準は、申請図間の図面情報等の整合性の確認を省略するためのもので、斜線制限等の審査を省略するものではありません。 計画敷地内外の地形データを用いていけば、配置図、平面図、断面図における斜線の検討等の地形データの整合性確認の省略ができるということです。
2～5	意匠	49.	今回公開された参考テンプレートを利用し、BIM モデルに道路形状を入力することで、斜線制限等の規制も明示されるのか。	今回公開した参考テンプレートには含まれていません。
2～5	意匠	50.	寸法については、おさえるオブジェクトが誤ったものをおさえる可能性があるため、整合を損なう恐れがある。	人為的なミスは CAD や手書きでも同様に起こりうる問題です。ご指摘のような寸法を入力ミスすることがないように設計者は、入力、確認、決定のプロセスを経て申請を行う必要があります。
2～5	意匠	51.	オブジェクトのカテゴリが特定のソフトに偏っているように見える。例えば庇オブジェクトがあるソフトでも屋根/床等のオブジェクトを用いる必要があるか。オブジェクトの定義が記載されていないためわからない。	全てのソフトウェアを網羅することが難しいため、一般的な機能として定義しています。個別のソフトウェアへの適用については、ソフトごとの解説書や講習会での説明会によるものとしています。
2～5	意匠	52.	柱、梁、壁、庇等は、BIM ソフトウェアの各ツールで作成が不可能なものもある。正しい分類に設定すれば、ツールに依存しなくてよいのではないか。	入出力基準に従い、BIM データから出力された図書の整合性が担保されていけば、ツール名とオブジェクト種類が一致していないことも許容されます。
6～15	構造	53.	RC と S が混在する建築物は多いため、「鉄筋コンクリート造・鉄骨造版」と分けるより、項目で RC と S に該当する欄とした構成にすべき。	ご指摘を参考に、構成を修正します。

ページ	行	No.	意見	回答
6～15	構造	54.	構造工法や材料の種別は、特記と構造詳細図が整合性確認の省略が可能な対象になっている。特記や凡例は純粋にオブジェクトからの属性情報ではないと思うが、どのように解釈すればよいか。	特記仕様・構造詳細図部分を BIM 化する場合を想定して空欄としています。
6～15	構造	55.	構造の「耐火構造等の詳細図」は、チェックリストの項目としては不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、チェックリストの項目を削除します。
6～15	構造	56.	構造の BIM モデルにおいて、配筋入力をしていない場合のチェックリストの運用方法は考えられているか。	配筋入力をしていない場合、伏図と軸組図の（形状について）のみ整合性確認の省略を行うことができます。この場合、断面リストに○を付さないことで、通常の整合性確認を行う運用となります。
6～15	構造	57.	構造詳細図として断面リストと標準図が同カテゴリになっているが、BIM データから出力できる断面リストと、物件毎に異なることの少ない標準図等を分けた方が、備考欄への記入手間が減るのではないか。	ご指摘を踏まえ、列の構成を修正します。
6～15	構造	58.	整合・不整合だけでなく、表示すべき項目の有無も審査の対象となるが、各オブジェクトではこれらも網羅して属性情報が準備され则认为て宜しいか。 例えば、P.6、RC-003/基礎ぐい/③構造方法で既存杭を用いる場合は何らかの評価・評定工法になるが、審査に必要な項目が属性情報として網羅して準備され则认为て宜しいか（同項目において構造詳細図の整合性確認の省略を求めるなら、様々な工構法に対して審査に必要なすべての属性情報がオブジェクトに準備されている必要がある）。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
6～15	構造	59.	杭～非耐力壁等細目・内容には、主筋本数や配置等の項目がないが、「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」内の「構造詳細図（断面リスト～）」には通常主筋径や本数、配置、せん断補強筋、カットオフ長さ等記載されていますが、断面リストの内容が全て省略され则认为て良いか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
6～15	構造	60.	「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」の網掛け欄は全体的に見直しを行った方が良い。	ご指摘を参考に、今後検討します。
16～18	設備	61.	設備図面に描かれる建築図は、意匠 BIM データを利用することが原則となるか。	意匠図と設備図の整合性確認の省略を行う場合、意匠図との整合については、意匠 BIM データに入力されたものを利用することを前提としています。
16～18	設備	62.	『「入出力基準【意-***】を満たす意匠 BIM データ」と一致する方法を用いて』とあるが、一致する方法の一つに、『意匠 BIM データから出力した 2DCAD データの利用（）』は含まれるか。	意匠 BIM データから出力されたものであっても、2DCAD データのみを下図として利用した設備図については、意匠図との整合性確認の省略を行うことはできません。
16～18	設備	63.	各項目で「BIM モデル」の記載があるが、参照先には使用されていない。基準は一致しているのか。一致しているのであれば、文言を統一した方がよい。	設計者チェックリストに「部門間の整合性確保」の欄を追加します。
16～18	設備	64.	自動算出された面積情報の意匠 BIM データを電気・機械設計者側で使用し、整合性を保つことができるか。電気・機械設計ソフト上で再入力が必要となればそこで不整合が生じるおそれがある。	各 BIM ソフトウェアの機能によりますが、意匠 BIM データの部屋に入力された床面積を設備 BIM 側で参照することが可能です。設備 BIM 側

ページ	行	No.	意見	回答
				で再入力する場合でも、最新の意匠の床面積と比較した集計表を利用することで整合性を確認することが可能になります。
16～18	設備	65.	機械設備・電気設備の入出力基準・設計者チェックリストでは、意匠の入出力基準を前提とした項目が大半を占めている。意匠 BIM データのどのカテゴリーの何のパラメータをリンクする必要があるのかを整理したリストがあると理解がしやすいと思うが、作成する予定はあるか。	現時点では作成の予定はありません。今後、内容を理解する上で記載が必要な項目があれば、ソフトウェアごとの用語読み替え表での例示を今後検討します。
16～18	設備	66.	建築物省エネルギー適合性判定に係る入出力基準も、必要である。	建築物省エネルギー適合性判定に係る入力基準については、今後検討します。
16～18	設備	67.	設計者チェックリストの対象外の法規として消防法が挙げられているが、消防同意は BIM 図面審査の対象ではなかったか。	貴見の通り、BIM 図面審査では、消防同意は確認申請用 CDE を利用して行うこととしていますが、消防における同意に係る審査において、整合性確認の省略を行うことは想定していません。
16～18	設備	68.	現時点で整合性確認の省略の対象外とされている法規について、今後の対応見込みはどうなっているか。	現時点で具体的な対応見込みは決まっています。
16～18	設備	69.	欄外の注釈で対象外となっている事項の図面は、BIM 図面審査時においても別途 2 次元 CAD で作成した PDF として提出することでよいのか。	BIM から出力する図面以外については、従来通り CAD で作成して PDF として提出することになります。
16～17	機械設備	70.	設計者チェックリスト（機械設備）について、チェックすべき項目が少なく、給排水、空調設備・衛生設備に対する項目がない。今後、追加の予定はあるか。ある場合、いつごろか記載すべきではないか。	入出力基準の項目は、BIM の基本機能を利用することにより整合性確認の省略ができるものを対象としています。項目の拡充については、今後検討します。
17	機械設備	71.	①機-010 の入出力の方法は、機器オブジェクトに機器番号が入力されていれば良く、機器の仕様情報までは必要ないと考えてよいのか。 ②また、オブジェクトが提供されていない機器がある場合の対処方法についても教えて頂きたい。	①機-010 の内容は、機器表のうち機器番号だけを対象としています。機器の性能値や仕様値については、この項目には含んでいません。 ②機-010 の項目に該当するためには、給気機及び排気機に関連する機器は、オブジェクトで入力することを前提としているため、機種によらない汎用的なジェネリックオブジェクトをカスタマイズして活用する等して対応して下さい。 もし、オブジェクトによらず、2 次元加筆で記載する機器があれば、設計者チェックリストの備考欄に 2 次元加筆した部分を明示することによって、それ以外の部分について、整合性確認の省略を求めることができます。
16	機械設備	72.	「各室の用途、面積、天井高さはモデルや仕上表に記載されたものと一致する方法を用いて計算書等に表記する」とあるが、具体的な方法は示されるのか、もしくは申請者と審査者が合意した方法で表記されれば良いか。	具体的な方法について今後、「ソフトウェアごとの用語読み替え表」等で整理する予定です。
17	機械設備	73.	換気図面において、BIM ソフトの機器オブジェクトが不足しておりプロットが困難な場合、2DCAD データとの併用申請は可能なものか。 (例:中途の BIM データの提出+2D データで補完した pdf データの提出)	オブジェクトで入力することを前提としています。 ただし、2 次元加筆で記載する機器がある場合、設計者チェックリストの備考欄に、適合しない部分を明示することによって、それ以外の部分については整合性確認の省略を求めることができます。
17	機械設備	74.	給気機及び排気機の排気機には、排煙機も含まれるとの理解で良いか。	排煙機について、「排煙設備」として設計者チェックリストに追加します。

ページ	行	No.	意見	回答
17	機械設備	75.	給気機、排気機の位置についての整合担保とあるが、何に対しての整合か不明確と考える。	設計者チェックリストの細目への記載を、「位置」から「機器番号」に変更します。換気設備に係る給気機・排気機についての、機器表とダクト平面図の機器番号の整合性確保に関する内容になります。
17	機械設備	76.	制気口、排煙口、ダンパー等に関する記載がないが、「給気機、排気機」と同様と考えて良いか。	機-010の内容は、「給気機、排気機」のみを対象としており、制気口・排煙口・ダンパー等は対象に含んでいません。
16	機械設備	77.	「各種計算書」に関する「整合性確認の省略」という概念は、「各種計算書」がBIMソフトウェアで作成されている前提であるか。	整合性確認の省略を行う場合、当該計算書については、BIMソフトウェアの機能（）を用いて作成することを前提としています。
18	電気設備	78.	設計者チェックリスト（電気設備）のチェックすべき項目が少ない。常用の電源、予備電源、避雷設備及び昇降機並びに消防法に基づく設備について、今後、追加の予定はあるか。ある場合、いつごろか記載すべきではないか。	入出力基準の項目は、BIMの基本機能を利用することにより整合性確認の省略ができるものを対象としています。項目の拡充については、今後検討します。

b) 入出力基準・チェックリストの各項目への主な意見と回答

ページ	項目		意見	回答
2	意-001、-002	79.	敷地境界線及び敷地面積は、測量データを活用していることから、整合性確認が必要ではないか。	ご指摘のような場合は、当該事項の整合性確認の省略は行わないことになります。
2	意-001	80.	断面図に記載の敷地境界線や隣地境界線は2次元加筆で問題ないか。	2次元加筆を行った場合、当該項目について整合性確認の省略を求めることはできません。
2	意-001	81.	敷地内を2つ以上の用途地域がある場合の、境界線の入力はどうするか。	境界線オブジェクトで入力してください。
2	意-001	82.	④敷地面積は「敷地境界線オブジェクトで自動算出し、表示・表記する。」とある。 ③各辺の長さは、「敷地境界線オブジェクトの属性情報を用いて表示・表記する。」とある。 ④はオブジェクトの形状から自動算出するのに、③がオブジェクトの形状から自動算出しないのはなぜか。 ③も、④と同様に、「敷地境界線オブジェクトで自動算出し、表示・表記する。」とすべきと思う。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	意-002	83.	「方位は、～BIMデータに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し表示・表記する。」とあるが、どのBIMソフトでも標準で対応できる機能か。	今回のチェックリストの項目は、BIMの基本的な機能を利用することによって整合性確認が省略できる可能性がある項目としています。
2	意-003	84.	平均地盤面算定において建物外形が複雑な場合は、通り芯を基準として確認していることがあるため、平均地盤面算定表の通り芯の欄を空欄として欲しい。	ご指摘の通り、空欄に修正します。
2	意-003	85.	「通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示・表記する。」とあるが、断面図キープラン等他の平面図と異なる縮尺表示をする際に、別途通り芯を図示上見やすいように線分や文字で加筆しなおす事もある。これは「原則2次元加筆を認めない」の範囲外とみなして欲しい。	2次元加筆を行った場合、当該項目について整合性確認の省略を求めることはできません。 ただし、設計者チェックリストの備考欄に、適合しない部分を明示することによって、それ以外の部分については整合性確認の省略を求めることができます。
2	意-004	86.	「②位置」寸法について、丸めている場合は、どういう扱いか。	2次元加筆を行った場合、当該項目について整合性確認の省略を求めることはできません。 そのため、加筆により寸法を丸めた場合、整合性確認の対象とすることはできません。
2	意-004	87.	「外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し」とあるが、壁オブジェクト以外のものでも外壁を作成することもソフトウェアによっては考えられる。壁オブジェクトでの入力に限られるのか。また、他の事項においても使用するオブジェクトを指定しているが、現実的か。	今後更新される「ソフトウェアごとの用語読み替え表」を参照ください。なお、モデルカテゴリが違っていてもBIM図面審査では問題ありません。
2	意-004②	88.	求積図に必要な「外壁位置」の寸法線とは、「敷地境界線からの距離」ではなく、「通り芯から外壁芯までの距離」ではないか。	ご指摘を踏まえ、（敷地境界線から通り芯までの距離、敷地境界線から外壁面までの距離及び通り芯から外壁面までの距離）とします。
2	意-005	89.	「①形状」の軒庇の入力方法は、屋根/床のオブジェクトだけではなく、壁等でも入力している。	モデルカテゴリが違っていてもBIM図面審査では問題ありません。ただし、将来のBIMデータ審査では、適切なデータとして扱われない可能

ページ	項目		意見	回答
				性も考えられるため、実際の部位に対応するモデルカテゴリで作成することが望ましいと考えます。
3	追加項目	90.	室内仕上げ表に関係するものとして、内装制限（令第128条の5）の項目は必要ありませんか。	内装制限の項目は室内仕上げ表のみに記載されることが多いことから、整合性確認の省略対象外としています。
3, 4, 5	意-006、014、015	91.	各項目において防火区画の床面積表が整合性確認省略図書となっているが、BIMデータで壁の種別や防火設備等の種類によって防火区画面積が自動算出可能になっている場合が前提か。また、自動算出できない仕様のBIMソフトの場合は省略不可となるか。	床面積の計算は、空間オブジェクトを用いて自動算出することを指しており、壁の種別や防火設備等の種類によって空間オブジェクトを自動生成することを指しているものではありません。
3	意-007	92.	「室名」の表示・表記だと思うが、「各室の用途」には「室名」と合わせて「用途」も表示・表記するか。	各室の用途とは、施行規則第1条の3の明示すべき事項の各室の用途を指しており、具体的には室名を表記します。なお、室名では判断が難しい場合は、用途も併記することが考えられます。
3	意-007	93.	居室、非居室の別について必ず表示・表記されることを要望する。	意匠において、居室・非居室の別で整合性確認省略の対象となる項目がないため、設計者チェックリストに追加する予定はありません。
3	意-007	94.	設計者は、入出力基準とIFCデータが整合していることについて確認が必要であるか。	入出力基準に基づいて作成されたBIMモデルからIFCデータを出力するため、確認する必要はありません。
3	意-008	95.	モデル空間上の各階基準線のレベルはT.P.（東京湾平均海面）から算出するか、敷地のベンチマークから算出するか教えて欲しい。	現在の確認申請図書の作成と同等の考え方で、任意で設定してください。
3	意-009	96.	屋根の仕上げは記載しないか。	屋根の仕上げは、入出力基準の対象とはしていません。
3	意-009	97.	「②地盤面からの建築物の各部の高さ、平均地盤面からの建築物の各部の高さ」については、一部付属棟についてはBIM上に情報が無いので整合性はとれない状態である。	ご指摘の場合は、整合性確認の省略の対象となりません。
3	意匠-009②	98.	塔屋面積が建築面積の1/8以内であることを示す計算式等への2次元加筆は可能か。	整合性確認の省略の対象とならないため、2次元加筆でも問題ありません。
3	意-010	99.	建築面積の算定について軒の出寸法に明示する場合もあるため、当該図書を空欄にしてはどうか。	ご指摘のとおり、空欄に修正します。
3	意-010等	100.	基準型の建築物の場合、IFCデータの提出は基準階のみとしてほしい。	外装モデルは全ての階を作成したモデルであることが必要です。内装モデルに関しては、代表となる階以外の基準階モデルを省略することは可能です。
3～4	意-010 意-011	101.	床面積に関し、BIMモデルで計算された値を別のソフトウェアに出力し、当該ソフトウェアで図書の体裁として加工した場合、整合性確認の省略はできるか。	整合性確認の省略はできません。
4	意-010 意-011	102.	機械式駐車場（例：1台15㎡）や自動倉庫の面積等、オブジェクトに表れない面積についての入力はどうに考えるか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
4	意-011	103.	各階の各室の床面積は、排煙計算書においても整合性確認の省略を求める図書に該当するものとすべき。	ご指摘のとおり、修正します。
4	意-012	104.	防火区画範囲を示すため、壁オブジェクトの着色指定はされるか。	壁オブジェクトの着色表現等については、申請図書表現標準にて推奨例として示す予定です。

ページ	項目		意見	回答
4	意-012	105.	防火区画等の空間オブジェクトは柱／壁オブジェクトと連動しなくてよい。空間オブジェクトは分割されてもよい、防火区画等を示す一つとするのか。	空間オブジェクトを柱や壁オブジェクトと連動する設定で配置することが望ましいと考えます。
4	意-012	106.	防火区画にある開口部の位置と建具表の防火設備等の位置は整合しないか。	入力方法により整合しないことがあるため、整合性確認省略の対象としていませんでしたが、今後検討します。
5	意-017	107.	令第112条第16項に規定について、今後の法改正により条項ずれが想定されるため、記載方法については通称記載等の併記等改善の余地があるのではないか。	「令第112条第16項」の記載とし、法改正があった場合は、記載内容の修正を予定しています。
5	意-017	108.	令第112条第16項に規定について、準耐火構造仕様を確認するため「耐火構造等の構造詳細図」が必要ではないか。	ご指摘のとおり、空欄に修正します。
4	意-013	109.	排煙計算書について、各室の天井高さで開口部の位置（高さ）について記載することで、他の図面と図書の整合が担保できる事項とならないか。	ご指摘を参考に、今後検討します。
4	意匠-013	110.	整合確認の為に IFC データに関し、排煙設備の種別を空間オブジェクトに属性情報として入力があるが、一つの室「IFC space」に累積関係の属性を入力している場合、追記して別途属性を入力するか。それとも目的別に IFC モデルを複数提出するか。	IFC データに含まれる情報は、建築基準関係規定に係る審査の対象としません。IFC は IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）を原則とします。ご質問の内容に関しては、追記の必要はなく、複数提出も不要です。
5	意-016	111.	「②種別」とは何を指すか。	非常用の進入口と代替進入口のいずれかを指しています。
5	意-016, 17	112.	令第112条第16項に規定する外壁、庇、壁、袖壁その他これらに類する部分の防火設備や進入口について、「建具表」も必要ではないか。	ご指摘のとおり、空欄に修正します。
5	意-017①	113.	BIM ソフトウェアの種類によっては、あまり意味がない場合があると思う。2次元加筆による確認でも問題ないと思う。	2次元加筆では平面図・立面図間の整合性が確保できないため、BIM による入出力基準を定めています。
5	意-018	114.	手すり／壁等オブジェクトとあるが、「等」は何を示すか（以下、等オブジェクトと記載のある項目全て同様。）。	「ソフトウェアごとの用語読み替え表」で対応します。
5	意匠-015	115.	整合確認の為に IFC データに関し、ドア「IFC door」の属性情報を入力する各種ドア属性入力箇所、文字が各社統一されないのではないか。属性の命名規則を別途公開してほしい。	BIM 図面審査で提出する IFC ファイルは、「建物形状の伝達・把握」をスムーズに行うことを目的に参考資料として提出することとしています。そのため、オブジェクトに含まれる属性については対象としていません。
5	意匠-016	116.	平面と立面に連動した凡例がある場合が該当で、そういうファミリーがない場合は該当なしか。	ご理解の通り、複数の図面に連動する場合に限ります。
5	意匠-017	117.	令第112条第16項に規定する外壁、庇、壁、袖壁その他これらに類するものの位置について外壁の一部等が該当する場合があるが、その場合のオブジェクトの作成方法を教えてほしい。	スパンダレル部を図示するオブジェクトを用いる、もしくは、壁等のオブジェクトをスパンダレル部とそれ以外の部分を分けて入力し、スパンダレル部のオブジェクトの属性情報により表記してください。なお、層間区間を断面図のみで示す場合等、一の図面のみに表記され、整合性確認の省略を行わない場合には、図示するための方法は自由です。
6	RC-001 ① ②③	118.	通り芯の整合性確認の省略を求める箇所にて、基礎伏図も対象になるのではないか。	ご指摘のとおり、空欄に修正します。

ページ	項目		意見	回答
6	RC-001 RC-002	119.	通り芯や各階基準線の①形状とは、どのようなものを想定されているか。	通り芯オブジェクトや各階基準線オブジェクトにより図示された、通り芯および基準線の形状（グリッドや放射状等）を指します。
6	RC-001, 002 S-001, 002	120.	「入出力基準【意-〇〇】を満たす意匠モデル」と一致する方法を用いて、表示・表記する。」との記載がない。入出力基準として不要としてよいのか。	ご指摘を踏まえ、通り芯・各階基準線も含めるよう修正します。
6	RC-003	121.	④材料の種別の杭／基礎／柱オブジェクトに「等」がついていないが、書き分けているのか。書き分けているのであればその理由は何か（以下、同じ項目内で等がついているものとないものがある項目についてすべて同様。）。	ご指摘を踏まえ、表現を統一するよう修正します。
6	RC-003	122.	例えば勾配敷地に建つ階段状の建物の場合、各階床伏図にも基礎ぐいを表現する場合があるため網掛は無くすべき。	ご指摘のとおり、空欄に修正します。
6	RC-003①	123.	基礎・地盤説明書が整合性確認の省略を求める図書として考慮されているが、どのような場合を想定しているのか。	構造図にあるボーリング柱状図を基礎・地盤説明書の代用とするケースを想定しています。
6	RC-003②	124.	「基準線から基礎ぐいの中心までの距離及び基準線から基礎ぐいの天端までの距離」は、他の項目と用語をあわせると、「通り芯から基礎ぐいの中心までの距離及び各階基準線から基礎ぐいの天端までの距離」ではないか。他の項目の「基準線」についても同様です。	ご指摘のとおり、修正します。
6	RC-003③	125.	「既成」→「既製」ではないか。	ご指摘の通り、修正します。
6	RC-003③	126.	内容欄のみ「基礎ぐいの工法」となっているが、細目欄等とあわせて、「基礎ぐいの構造方法」ではないか（工法といわれると、プレボーリング拡大根固め工法等を想像する。）。他の項目の「工法」についても同様である。	ご指摘のとおり、修正します。
6	RC-003③	127.	基礎ぐいの構造工法は、すべての基礎ぐいに対して入力するという解釈で良いか。プロジェクト情報に入力でも良いか。	整合性を担保できる入力方法であれば、いずれでも問題ありません。
6, 11	RC-003, S-003 ③④	128.	構造特記仕様書と構造詳細図の整合性に関する情報とは何を想定しているか。	用いる構造材料等を想定しています。
7	RC	129.	RCモデルはBIMで勝手に部材の勝ち負けを作ったり、包絡モデルとなったりするが、外側の形状が合致していればよいのか。	BIM図面審査においては、図面により審査することになるため、図面に表現するために必要となるモデルを作成してください。
7	材料の種別	130.	RCの基礎・柱・大梁等の配筋までファミリ（3Dオブジェクト）上に表現を必須とする必要性はあるか。	整合性確認の省略を行わない場合は、オブジェクトの情報をを用いた表現として問題ありません。
7	RC-004	131.	④材料の種別について、鉄筋の径、配置（床板だとダブルとかシングルとか）は記載しないのか（以下、鉄筋が材料の種別で記載される項目すべてで同様。）。	ご指摘を踏まえ、項目を追加します。
7	RC-004①～	132.	断面表の配筋の姿図が描けるオブジェクトはまだまだ一般的でない。実際の建物と同じように躯体を作ると、構造図として成り立たないことがある。	ご指摘を参考に、今後検討します。
7	RC-004③	133.	「基礎の構造方法は、基礎オブジェクト等に属性情報として入力し」とあるが、符号で構造方法を識別することは許容されるか（例	符号は、定義していません。

ページ	項目		意見	回答
			えば、べた基礎は F○○、布基礎は f○○、独立基礎・杭基礎は F○○、等）。	
7	RC-004④	134.	基礎のはかま筋はどのように入力するか。サンプルモデルにも情報の入力がないため入力方法が不明である。	ご指摘を参考に、今後検討します。
7, 12	RC-004, S-004 ③	135.	形状・符号・位置以外に、伏図と軸組図の整合性に関する情報とは何を想定しているか。	特にありません。
7, 12	RC-004③ S-004③	136.	基礎伏図・二面以上の軸組図がそれぞれ対象となっているが、基礎ぐいと同様に、対象外ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
7, 12	RC-005, S-005②	137.	柱の②位置での構造詳細図とは、何の図面を意図しているのか（柱芯線図か。）。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7, 12	RC-005② S-005②	138.	大ばり等と同様に、②位置は構造詳細図の対象外ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7, 12	RC-006	139.	大ばりについても、基礎梁と屋根の大ばりが対象外となるのか。またそれは何故か。	ご指摘のとおり、基礎梁も屋根の大梁を対象に修正します。
7, 8	RC-005、RC-006、RC-007 ④	140.	主筋や帯筋の径・本数・ピッチ・鉄筋種別の情報を含まれるか。また、腹筋や巾止筋等の構造計算外の鉄筋の情報は含まれるか。	断面リストを BIM で作成している場合は、躯体内の情報を含みます。躯体形状のみ BIM でモデリングし、躯体内部の情報が断面リストと整合していない場合は、伏図と軸組図のみ整合することとなるため、当該図書のみ整合性確認の省略を行います。腹筋や幅止め筋等の情報についても同様です。
7	RC-005①	141.	柱、梁等は階＋符号の組み合わせで表現することが多いが、伏図等で階の表記を省略することは問題ないか。符号の定義を明確にした方が良い。	階の表記を省略しても、断面リストの部材情報が対応可能であれば問題ありません。符号の表記の統一は、検討する予定はありません。
7	RC-005②	142.	伏図に寄り寸法を記入すると、図と寸法値が重なって図面では読み取れない。	伏図または柱位置図等で表現できていれば問題ありません。
7, 8, 12, 13	RC-005, 6, 7 S-005, 6	143.	BLCJ に公開されている構造 BIM サンプルモデルではすべての断面リストを集計表で作成しているが、モデルと断面リストは常に同じ情報となるように作成することが求められているという認識で良いか。 弊社では RC の柱・大梁・小梁リストと S の柱・大梁リストはアドインツールを使用し断面リストを作成している。 使用しているアドインツールはモデルの情報を基に断面リストを作成しているが、リアルタイムに更新されるものではない。この場合「図表現の整合性を損なう入出力」に当たるか。	リアルタイムには更新されないアドインツールで作図した場合も「図表現の整合性を損なう入出力」にはあたりません。
7～9, 12～13	RC-005①、 ② RC-006①、 ② RC-007①、	144.	各項目について、屋根伏図も対象ではないか（一般的には柱、大ばり、小ばり、屋根版は屋根伏図に記載されているように思う）。	ご指摘を踏まえ、修正します。

ページ	項目		意見	回答
	② RC-009①、 ② S-005①、② S-006①、 ②、④、⑤ S-007①、 ②、④～⑥			
7	RC-006	145.	内容欄に「せい、高さ」、入出力の方法欄に「せい及び高さ」とあるが、せいと高さは同じではないか。「せい、幅」のことか（他の項目の「せい、高さ」についても同様。）。	ご指摘のとおり、修正します。
7	RC-006・007	146.	梁と床等構造図で設定した位置と整合をとるために「フカシ」を実際はいれるが、モデルでフカシも作成する必要があるのか。構造体ではないため、不要か（モデルが浮いた状態になる。）。	BIMソフトの違いや使用者のBIMのスキルの違い、申請者ごとの表現方法の違いがあるので、フカシ部分をBIMでモデリングするか、二次元加筆で表現するかは、指定していません。
7, 8, 12, 13	RC-006・007	147.	梁のチェック項目の中で、始端終端のチェックが必要ではないか。図面上の表記も必要になるか（ハンチ梁は、パラメータの入力が適正でも、始端終端が逆だと図面上もハンチが逆になる）。	整合性確認の省略を求めるのであれば、始端終端を正確に入力してください。
7	RC-012	148.	この記載だとモデル欄に記載する意図が汲めない。意匠と整合を取れているため整合確認が不要である、という旨を申請者に申告させようとしているのか。 ①～⑤の順番はRC-04～011の順番を踏襲すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8	RC-006②	149.	伏図に寄り寸法を記入すると図と寸法値が重なって図面では読み取れない。	伏図以外の柱位置図等に表示されていれば問題ありません。
8, 9	RC-007, 008, 010	150.	床・壁開口や小梁位置もすべて寸法線で位置を明記する必要があるか。また、Φ100等の細かいスリーブの記載も必要なのか。	建築基準法施行規則第1条の3表二の明示すべき事項には、「構造耐力上主要な部分である部材の位置」や「開口部の位置、形状及び寸法」が示されています。
8	RC-007②	151.	寸法値が平面投影長さか、実長さか。3Dであるが故、2D図ではどちらか分からない。	2D図面では、部材の実長さの記載を求めています。
8	RC-007②	152.	寸法誤差、平面的なn分割を指示しているものであり、±100mm等のずれは、設計上問題とは思えないことにも計画変更/軽微変更が必要となることを危惧する。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8	RC-007③	153.	「表現の整合性を損なう入力を行わない。」は「図」が抜けている。	ご指摘を踏まえ、修正します。
8, 14	RC-008	154.	「③開口の形状」に「～床オブジェクトを用いて入力～」と記載があるが、作成方法は色々あると考える。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8, 14	RC-008 S-008 ②	155.	基準線から床版の天端までの高さについてのオブジェクトと連動して距離を表記する機能には、レベル毎のハッチング種類の違いによる表現等、デジタル値の直接表示以外の方法も含むことを希望する。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。

ページ	項目		意見	回答
8～9	RC-008, 009	156.	床版と屋根版は共に床オブジェクトを用いて入力となっているが、どのように区別されるか。	法文上の言葉として「床版」と「屋根版」は区別されていますので項目を分けていますが、共に床オブジェクトを用いてモデリングして良いことを示しています。
8	RC-008①	157.	リブ付き、ハンチ付きスラブの厚さが表現できない。庇、バルコニー等の形状はどこまでの詳細化が必要なのか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8	RC-008①	158.	段差スラブの表現について、構造モデルとしては、必要性を感じない。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8	RC-008②	159.	レベルをどの位置で押さえることを推奨しているか。勾配があるスラブでのイメージを提示ください。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
8	RC-009	160.	軒の長さは表記しないのか。	片持ちスラブの出寸法は表記することとしています。
8	RC-009①②	161.	白抜き位置について、×各階床伏図→○屋根伏図ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
8	RC-012	162.	構造耐力上主要な部分の位置について、意匠モデルと一致する方法を用いて、表示・表記するとあるが、意匠モデルと一致する方法とは具体的にどのような方法が考えられるか。	意匠モデル内の構造躯体について、構造モデルをリンクして表現している場合や、一つのモデルで意匠図も構造図も作図している場合を想定しています。
9	RC-009	163.	屋根の仕上げは記載しないか。	記載は不要です。
9	RC-009③	164.	整合確認の為に IFC データに関し、床オブジェクト IFC Slab への属性入力の場合、床との属性入力箇所・内容の違いを提示してほしい。適合する属性入力箇所、命名規則を提示して欲しい。コンクリート以外の材料の場合の属性について、分類を提示して欲しい。	BIM データ審査の検討の参考とさせていただきます。
9	RC-010.011	165.	壁の開口は意匠と合致させなければならないか。構造計算をするタイミングと意匠の開口が最終決定するタイミングが異なる。	意匠の必要開口と整合させてください。
9	RC-010①～④ RC-011①、②	166.	床版等と同様に、①形状及び符号、②位置、③開口の形状及び寸法、④開口の位置は、構造特記仕様書の対象外ではないか。	ご指摘のとおり、網掛けに修正します。
9	RC-010②	167.	耐力壁の位置（基準線から耐力壁の中心までの距離）の明示は必須か。現状は明示していない場合も多いと思われる。	基準線から耐力壁の中心までの距離は、原則として伏図に記載が必要です。ただし、柱面の位置に配置されていることが明らかな場合は、その限りではありません。
9	RC-011	168.	非耐力壁とは、RC 造の壁のうち耐力壁以外の壁のことか。	貴見の通りです。
9	RC-011	169.	非耐力壁はフレーム外の雑壁も含むのか。	貴見の通りです。
9	RC-011	170.	④開口の位置→整合性確認の省略を求める図書の欄が一つしかない。図書間の省略を求めることができないということか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	RC-011②～④	171.	非耐力壁の位置や開口の形状、開口位置を示すことは必須となるかなるか。現状は示していない場合が多いと思われる。	非耐力壁の位置、開口の形状と位置は、建築基準法施行規則の明示事項に記載のとおり、原則として記載が必要です。
9	RC-011③	172.	整合確認の為に IFC データに関し、開口形状の IFC 分類及び属性情報の入力箇所を提示してほしい。ドアに入れる場合ドアの性能と被ってしまうのではないか。	IFC データは参考資料の位置づけのため、IFC2×3 の規定以上の細かな規定を提示する予定はありません。
9	S-007	173.	小ばり継手位置は構造詳細図に記載する場合がある。	ご指摘を踏まえ、空欄に修正します。

ページ	項目		意見	回答
10, 14, 15		174.	「〇〇の位置と一致する方法を用いて、表示・表記する。」は列を設けて項目毎に表記する対象を明記した方が良いと考える。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
10	RC-011	175.	属性情報は入力しないか。	BIM 図面審査では、IFC データの属性情報を確認することは求められていません。
10	RC-011	176.	構造スリット表現で、ドア/窓等のオブジェクトを用いて表記としているが、それだけだとわかりづらい為、スリット部に▼等の 2D 記号を追記できないか。	2 次元加筆を行った場合は、整合性確認の省略はできません。
10	RC-012	177.	一致する方法を用いてとあるが、具体的にはどのような方法を用いるのか（以下、一致する方法を用いてと記載のある項目すべてについて同様。）。	ご指摘を踏まえ、修正します。
10	RC-012、S-010	178.	エキスパンションジョイントの位置についてもチェック項目とすべきだと考えます。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
10	RC-012①	179.	「構造モデルの壁の位置は」を「構造モデルの壁は」に修正した方がよい。	ご指摘等を踏まえ、今後検討します。
10	RC-012④	180.	意匠モデルでの床版は細かい床の打増しがあることがあり（構造設計上は荷重として見込みモデル化は行わない）、一致しないことがあるのではないか。	ご指摘等を踏まえ、今後検討します。
10, 14 ~15	RC-012、S-010	181.	オブジェクトの位置に関する内容は RC-001～RC012、S-001～S009 の内容とどのような関係になるかなるか。	RC-001～RC011、S-001～S009 の内容は構造図間の整合についてで、RC-012、S-010 は構造と意匠の整合についての項目という関係です。
12	S-004、008	182.	鉄骨造のチェックリストにおいて、地中梁は基礎の項目で記入するという認識であっているか。	ご指摘を踏まえ、設計者チェックリストの構成を修正します。
12	S-004③	183.	工法名を入力するプロパティがない。	ご指摘を参考に、今後検討します。
12	S-005	184.	柱の形状で H 型の向きは記載不要か（以下、H 型が形状に含まれる項目すべてで同様。）。	H 形鋼の向きは、必要となります。
12	S-005	185.	大ばりと同様に、継手及び仕口の構造方法、継手位置が必要ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
12	S-005	186.	柱脚の詳細（B. PL や A. Bolt の情報等）の確認項目も「③柱脚の構造方法」に記入するという認識であっているか。	貴見の通りです。
12	S-005	187.	間柱も含め、位置を明記しないといけないのか。	基準線から間柱の中心までの距離は、原則として伏図に記載が必要です。ただし、均等に配置されていることが明らかな場合は、その限りではありません。
7	S-005	188.	柱脚を柱とは別オブジェクトでモデリングしている場合は NG 扱いとなるか（既製柱脚等メーカーモデルでの対応ができなくなる）。鉄骨柱を基礎伏図、屋根伏図にも記載する場合あり。	整合性が担保されるモデリングであれば、差し支えありません。
12	S-005①	189.	「H 型」は、「H 形」ではないか（他の項目の「～型」についても同様）。	ご指摘とおり、修正します。
12	S-005②	190.	寄り寸法とオブジェクトが重なり、判読できなくなる。	申請図として確認しやすいように図示、表記を行うことは従来と変わりません。

ページ	項目		意見	回答
12	S-005③	191.	柱脚を柱脚オブジェクトで入力する方法を追加して欲しい。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
12	S-005③	192.	柱脚工法名のリスト化等が必要ではないか。	ご指摘を参考に、今後検討します。
12	S-005③	193.	柱脚の構造方法は柱オブジェクトへの入力に限られるのか。柱脚オブジェクトを入力する場合もあるように思う。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
12	S-006	194.	ボルトの種類はあるが径、数量は記載しないのか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
12	s-006	195.	③継手及び仕口の構造方法→整合性確認の省略を求める図書の欄が 一列しかない。図書間の省略を求めることができないということ か。	ご指摘を踏まえ、空欄を追加します。
12	S-006②	196.	「大ばりの位置（基準線から大ばりまでの距離）は」とあるが、 「大ばりの位置（基準線から大ばりの中心及び基準線から大ばりの 天端までの距離）は」の方が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
12	S-006③	197.	ボルト関連は、構造特記仕様書に明記している場合もある。省略対 象に含むことができるか検討して欲しい。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
12	S-006③	198.	構造詳細図において、継手、仕口等の情報は梁オブジェクトの属性 情報を表示する意図が見受けられる。属性情報の表示は文字列のみ の作図表現になると思われるが、本来は図示が望ましい情報もある のではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
13	S-006	199.	細目として、「大ばり（端部）の横補剛材（火打ちばり等）の位 置」が必要ではないか。	計算書との整合確認項目は今回対象外としています。
13	S-006⑤ S-007⑤	200.	端部接合方法は、構造詳細図の対象ではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
13	S-007	201.	方づえまで入力が必要なのか。横補剛材等は標準図で表現するこ とが多い。	ご指摘を踏まえ、横補剛の項目を修正します。
13	S-007①②	202.	軸組図に小ばりの形状及び符号並びに位置を表示・表記すること としているが、軸組図に表示・表記すべき大梁に直交して取り付く小 ばりの断面は除外してもよい（軸組図の切断位置によっては、こ のような小ばりの断面が見えることがあり、通常は非表示にす る。）。	直交行小梁が軸組図に記載される場合を想定しています。 施行規則ではその他の図面に記載することでもよいとされているた め、軸組図以外の図書に記載されても問題ありません。
13	S-007②⑥	203.	基準線から小ばりの位置、横補剛材の位置についての表示・表記は 省略が可能か（IFC データからの計測が可能である。）。	IFC データは、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはして いません。 確認申請図に必要な事項については、図面に明示してください。
13	S-007③	204.	BIM の設計図書作成基準を作成し、例示すべき。梁オブジェクトに ピン接合の情報を入力し、記号等を用いて、表示・表記するのは理 解しているが、従来通り大梁と小梁を離れた表現方法と合わせるバ シカ悩まれる方も多いと思う。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
13	S-007⑥	205.	横補剛材の有無を小梁オブジェクトの属性として入力する方法も許 容して欲しい。	整合性を担保できる方法であれば、問題ありません。

ページ	項目		意見	回答
13	S-007⑥	206.	「小ばりの横補剛材」という用語に違和感がある。横補剛材は大ばりのために設けるものなので、「大ばりの横補剛材」として、項目も S-006 大ばりに移動したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
14	S-008	207.	S 造の場合、軸組図に床は表記していないが、該当しない図書にチェック、ということになるか。	床の整合性確認を省略する場合は、床を表記していない旨を備考欄に追記の上、該当する図書に「○」をするということになります。
10	S-008	208.	床版は屋根伏図にも記載する場合があるため網掛は無くすべき。床版の主筋方向・デッキ方向は基準に不要か。	ご指摘を踏まえ、網掛け部分は修正し、主筋方向・デッキ方向については、今後検討します。
14	S-008	209.	スラブのオブジェクト化が求められているが、S 造で構造のスラブをきちんとモデル化すると、切り出し床伏図では梁が隠れてしまい、BIM 図面として成立しない。	ご指摘を踏まえ、スラブは整合性審査の省略を求める項目の対象外として修正します。
14	S-008 ①② ③④	210.	「二面以上の軸組図」の列が白くなっているが、軸組図に床版を表示・表記することは通常は行わないのではないのか。	ご指摘を踏まえ、スラブは整合性審査の省略を求める項目の対象外として修正します。
14	S-008①	211.	合成床板の断面形状を求めるものか。溝位置がずれることは許容されるか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
14	S-008③	212.	「床面の開口の形状は、を、床オブジェクト～」を「床面の開口の形状は、床オブジェクト～」に修正した方がよい。	ご指摘のとおり、修正します。
14	S-008③④	213.	入力が必要となる床開口は、設備スリーブ等の小開口も対象となるか。 DS、EPS 等は必要であれば、その境は設計者判断とするのか。	建築基準法施行規則第 1 条の 3 表二には、「構造耐力上主要な部分である部材の位置」や「開口部の位置、形状及び寸法」が明示すべき事項として示されています。
14	S-009	214.	他の部材と同様に、斜材にも継手及び仕口の構造方法、継手位置、端部接合方法の各項目が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
14	S-009	215.	斜材の型（K 型、V 型、X 型等）は、②配置と分ける方がよい。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
14	S-009①	216.	斜材の符号を「壁オブジェクト」と書いているが「梁オブジェクト」の誤字ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
14	S-009①	217.	他の部材と同様に、①形状及び符号は構造詳細図の対象ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
14	S-009②	218.	斜材の位置（基準線から斜材までの距離）については、各階伏図、軸組図への表示・表記は不要と考えられる。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
14	S-009②	219.	X 型ブレースで記入すべき斜材の位置とは、どここの点を指すか。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
14	S-010	220.	意匠モデルと重ね合わせをして、作図するという主旨か。	ご認識のとおり、意匠モデルと重ね合わせて作図するという主旨です。
14	S-010①	221.	「斜材の位置と一致する方法を用いて」とは、どういう意味か。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
16	機-001	222.	省エネ適合判定との整合は、方位や仕上表の等整合性が取れていることを前提として対象としてはどうか。	今回の対象範囲には、省エネ適合判定に関する整合性確認の省略は含まれていないため、方位や仕上表は対象外としています。今後拡充する際には頂いたご意見を参考にさせていただきます。
16	機-001	223.	「図表現の整合性を損なう入出力は行わない」とあるが、設備 BIM データの作成に、意匠の IFC データを用いてはならないということか。	意匠 BIM データと異なる BIM ソフトウェアで設備 BIM モデルを作成する場合には、意匠の IFC データを利用することになります。

ページ	項目		意見	回答
16	機-001	224.	配置図での連携は必要ないか。	今後対象範囲を拡大する予定ですが、現時点では該当する項目が無い ため対象外としています。
16	機-001	225.	平面や高さについて、配管が見えるように切り取り範囲を調整して いるため、部分的に表現が異なる可能性があるが、問題ないか。	意匠図の外壁や間仕切壁、開口部、防火区画、防煙壁による区画等が 整合していれば、設備図の審査に関わらない部分的な表現の違いは許 容されます。
16	機-001～004	226.	「【意 - 004・005・006・014】を満たす意匠 BIM データ」と一致す る方法を用いて、表示・表記する。」とあるが、設備表記を見やす くするため建築ハッチ、建具寸法、建具記号等不要な情報を削除し てはならないのか。	意匠で図表現のために 2 次元加筆等で追加した、建具寸法や建具記号 等、設備図において不要な表記は表示・表記しなくても問題ありませ ん。
16, 17 , 18	機-001～004 機-006～010 電-001～007	227.	一部の設備図では、意匠に関する不要な情報を非表示にしている が、「図面表現の整合性を損なう入出力は行わない」に該当する か。	意匠図の BIM データによる形状や表記を、設備の BIM ソフトウェアに て変更を行った場合、整合性確認省略を行うことはできません。 ただし、意匠で図表現のために 2D 加筆等で追加した、建具寸法や建 具記号等、設備図において不要な表記は表示・表記しなくても問題あ りません。
16	機-004	228.	各室の用途以外に居室、非居室の別についての表記が必要でない か。	現時点では対象外としています。 今後 BIM データ審査に向け、対象範囲を拡大する予定です。
16	機-004	229.	機械設備の系統図においても室名は整合が取れている必要があるた め対象外（網掛け）から外してはどうか。	現時点では、BIM の基本機能で系統図を各階平面図等と整合する機能 が実装されていないため、対象外としています。
16	機-004	230.	床面積に算入しない部分との整合は、どのようにとるか。	機-006 各室の天井の高さは、機-004 の各室の用途（室名）と機-005 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式も 一緒に整合することで、各種計算書の整合が取れていると判断されま す。 判断しやすいように、記載内容の修正を行います。
16	機-005	231.	床面積に算入しない部分との整合性はどうか。	ここで対象としている床面積は、各室の床面積であるため、容積算入 の有無については直接関係ありません。
16	機-005	232.	「・図表現の整合性を損なう入力を行わない。」が抜けている。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
16	機-005	233.	24 時間換気、火気使用室等の情報は BIM（空間オブジェクト）への 属性入力不要という認識でよいのか。	BIM 図面審査での整合性確認の省略対象項目に該当しないため、24 時 間換気や火気使用室等の情報は入力不要です。
16, 17 , 18	機-005 機-009 電-004	234.	「空間オブジェクトで自動算出された床面積」と一致とあるが、自 動算出するのは確認申請用 CDE の環境か、それとも各意匠 BIM デー タのオーサリングツール上で算出された数値が「空間オブジェク ト」の床面積パラメータとして入力・保存された値と一致する方法 か。後者であると思うが記載文章を見直すべき。	意匠の BIM ソフトウェア上で算出された数値が「空間オブジェクト」 の床面積パラメータとして入力・保存された値と一致する方法です。 ソフトウェア毎の注意事項で補足します。
16	機-006	235.	「各室の天井高さは、意匠モデルの空間オブジェクトに入力さ れ、」と記載があるが、意匠の項目には記載されていないので、追 記をお願いしたい。	ご指摘を踏まえ、今後検討します。
16	機-007	236.	防火区画は壁オブジェクトの属性情報としてとあるが、弊社ではス パンドレル等を考慮し、壁とは別に区画を面で設定している。BIM	ソフトウェア毎の注意事項で補足します。

ページ	項目		意見	回答
			データ審査では壁オブジェクトだけでなく区画のオブジェクトも対象として欲しい。	
16	機-007①	237.	貫通処理及びダンパーの入力はできるか。	BIMに入力することも可能ですが、整合性確認の省略対象項目に該当しないため、記載していません。
17	機-010	238.	給気機及び排気機の位置は、各階平面図に記載すれば、機器表・器具表への記載は不要か。	機器表・器具表へは、各階平面図と整合した機器番号を記載する必要があります。給気機、排気機の位置とは、機器番号を指します。
17	機-010	239.	給気機、排気機の位置のみなので、換気設備のダクト種別情報（OA、EA等）までは不要か。	換気設備のダクト種別情報（OA、EA等）は整合性確認の省略対象項目としていません。
17	機-010	240.	「機器の属性情報として入力した機械設備オブジェクト」とあるがオブジェクトの属性情報に含まれるものはなにか。 シックハウス PQ 線図や省エネ計算に求められる採用メーカーのオブジェクトを使用し属性を付加させるのか。 CAD ソフトでベースのオブジェクトでの作図では不可か。	BIM ソフトウェアに搭載されているもの等、ジェネリックオブジェクトを利用することも可能です。 求められる属性情報は、整合性確認の省略に関わる「機器番号」です。 CAD ソフトで作図したものは、整合性確認の省略の対象には含まれません。
17	機-010	241.	「給気機及び排気機」とは、外気取り入れ・排出のファン、排煙用ファンを示していると考えてよいか。	排煙設備については、設計者チェックリストに追加します。
18	電-004	242.	「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」の「室内仕上げ表」を対象に修正した方がよい。	ご指摘のとおり、修正します。
18	電-004	243.	「各室の用途」欄では対象となる機器・器具は無いので、「機器表・器具表」のチェック欄は不要と思われる。	電-004の「機器表・器具表」は、照明装置が配置されている室名・種類・台数を記載した表を示しており、チェック有りとしています。
18	電-005	244.	入出力基準〔意-012①〕を満たす意匠 BIM データには竪穴区画が含まれていると想定される。 各階 EPS の縦ケーブルラックや縦バスダクト用の床貫通部の確認を平面図と系統図で確認する必要があるので、系統図は対象外となっているが、該当する図書の表現に変更した方がよいのではないか。	現時点では、BIM の基本機能で系統図を各階平面図等と整合する機能が実装されていないため、対象外としています。
18	電-005	245.	防火区画は電気設備図では表現しておらず、意匠図で表現している。そのような表現も許容して頂きたい。	BIM 図面審査では審査省力化も目的となっていることから、電気設備図にも防火区画等を表現することを想定しています。
18	電-007	246.	非常用の照明の属性情報として器具記号と照明器具形式とあるが、認定番号等必要な記載内容を明記することを願う。	BIM 図面審査では、非常用の照明装置の配置位置の整合確認の省略が対象であり、性能をチェックする要件を見込んでいません。データ審査に向け、ご指摘を今後検討します。
18	電-007	247.	配置図と平面図の違いは何か。	本資料の配置図とは敷地と建物位置、外形を表す外構平面を配置図として定義しています。
18	電-007	248.	電気設備に書かれている意匠図とは何を指しているか。	本資料では建築図面を意匠、構造、電気設備、機械設備と分野ごとに分けて表記しており、ここでの意匠図は建物のデザインを示す平面図、立面図、断面図となります。
18	電-007	249.	「非常用の照明設備の位置は」とあるが、文章内容から「非常用の照明設備の性能・位置は」とした方がよいのではないか。	ご指摘のとおり、細目の「位置」を「器具記号」に改め、入出力の方法を修正します。
18	電-007	250.	メーカーの 3D データが無い場合、照明器具の属性の扱いはどうするのか。	BIM ソフトウェアに搭載されているもの等、ジェネリックオブジェクトを利用することも可能です。

ページ	項目		意見	回答
				求められる属性情報は、整合性確認の省略に関わる「器具記号又は照明器具形」になります。 CAD ソフトで作図したものは、整合性確認の省略の対象には含まれません。